

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年7月7日提出
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型） ブラデスコ ブラジル債券ファンド（成長重視型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	ブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型） 1兆円を上限とします。 ブラデスコ ブラジル債券ファンド（成長重視型） 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年1月7日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について有価証券報告書の提出に伴う関係情報の更新等を行うため、本訂正届出書を提出します。

## 2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況」、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

&lt;更新後&gt;

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。  
信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000億円です。

\* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

## 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
追加型	海外	不動産投信	MRF	特殊型 ( )
	内外	その他資産 ( )	ETF	
		資産複合		

## 属性区分表

## ブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回 年6回	グローバル 日本 北米 欧州	ファミリー ファンド	あり ( )	日経225 TOPIX	ブル・ベア型 条件付運用型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ( )	(隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ( )	アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	その他 ( )	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型  その他 ( )
不動産投信 その他資産 (投資信託証 券(債券 公 債)) 資産複合 ( )						

## ブラデスコ ブラジル債券ファンド（成長重視型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回 年6回	グローバル 日本 北米 欧州	ファミリー ファンド	あり ( )	日経225 TOPIX	ブル・ベア型 条件付運用型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ( )	(隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ( )	アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	その他 ( )	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型  その他 ( )
不動産投信 その他資産 (投資信託証 券(債券 公 債)) 資産複合 ( )						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載していません。

#### 商品分類の定義

単位型・ 追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われたいファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象 地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象 資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信(リート)	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF(マネー・マネージメント・ファンド)	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。

	MRF(マネー・リザーブ・ファンド)	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家(受益者)に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

#### 属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債(BBB格相当以上)を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等(BB格相当以下)を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。	
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。	
資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。		
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年6回(隔月)	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年12回(毎月)	信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。	
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。	
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。	

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

## [ ファンドの目的・特色 ]

## ファンドの目的

ブラジルレアル建てのブラジル国債を実質的な主要投資対象とし、公社債の利子収入の獲得をめざします。

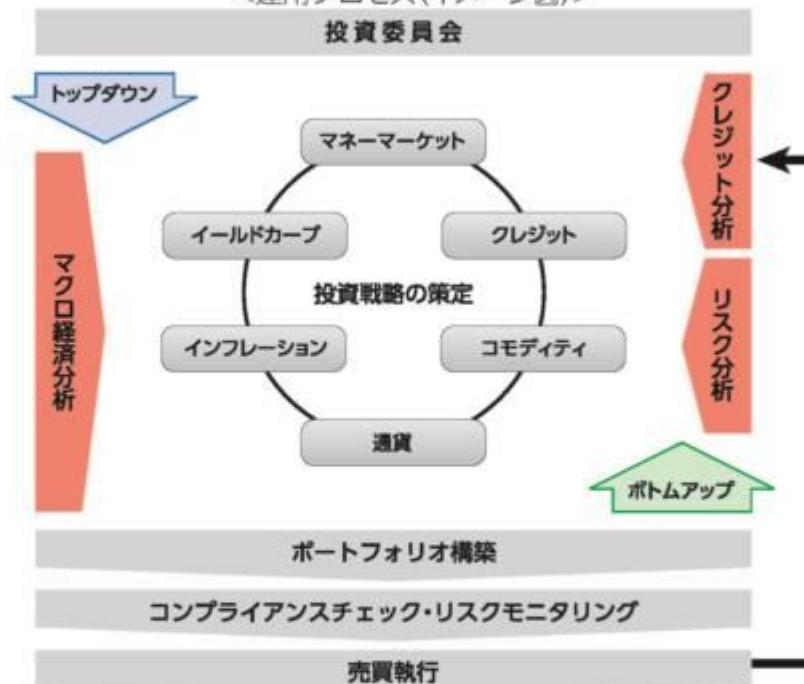
## ファンドの特色

特色 1

ブラジルレアル建てのブラジル国債を中心に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

- 投資環境等を勘案して、一部、ブラジルレアル建ての国際機関債・政府機関債等に投資する場合があります。

<運用プロセス(イメージ図)>



- イールドカーブとは、同種類の債券の償還までの残存期間を横軸にとり、それに対応した利回りを縦軸にとった時に描かれる利回り曲線のことです。
- ❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- 📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ (<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>) でご覧いただけます。

特色 2

ブラデスコ・アセットマネジメントにマザーファンドにおける債券等の運用の指図に関する権限を委託します。

- ブラデスコ・アセットマネジメントはブラジル大手の金融機関グループであるブラデスコグループの資産運用会社です。ブラデスコ・アセットマネジメントは、ISO9001:2000を取得しています。「ISO9001」とは、会社の質をテーマとしたマネジメントシステムに関する世界標準規格で、規格のねらいは「顧客満足」です。
- ❗ 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。



## 特色3

## 原則として、為替ヘッジを行いません。

- 実質的な組入れ外貨建資産については為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

## 特色4

## 「分配重視型」は毎月の決算時(8日(休業日の場合は翌営業日))に収益分配を行います。「成長重視型」は年2回の決算時(4・10月の各8日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- 「分配重視型」
  - ・原則として、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。
  - ・分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 「成長重視型」
  - ・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 「分配重視型」と「成長重視型」はスイッチング(乗換え)が可能です。
  - ① 販売会社によっては、いずれか一方のファンドのみ取り扱う場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
  - ① スwitchingの際は、換金するファンドに対して税金がかかります。また、購入するファンドに対して追加設定時信託財産留保額がかかります。Switchingの購入時手数料は、販売会社が定めるものとします。販売会社によっては、Switchingの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。



## 収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



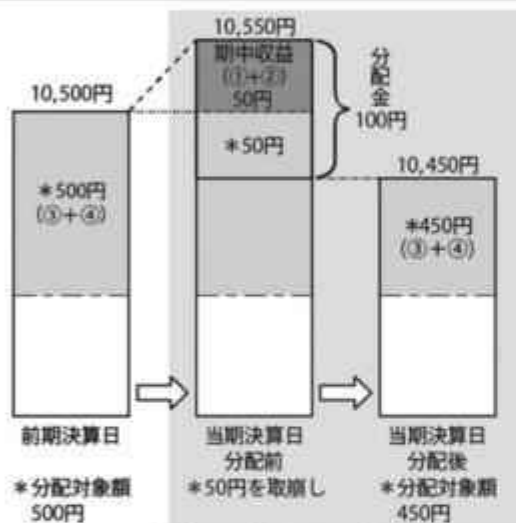
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

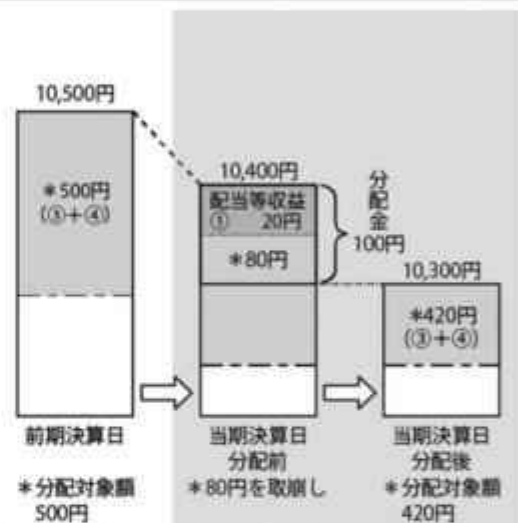
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



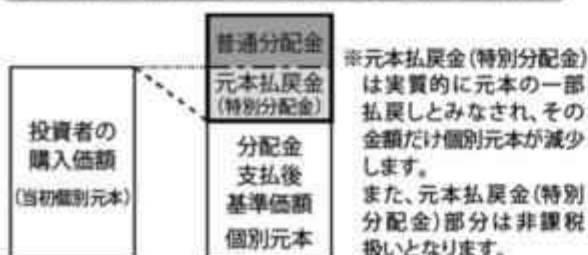
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

**分配準備積立金**：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

**収益調整金**：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

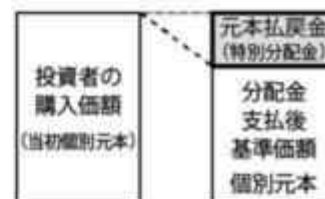
- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



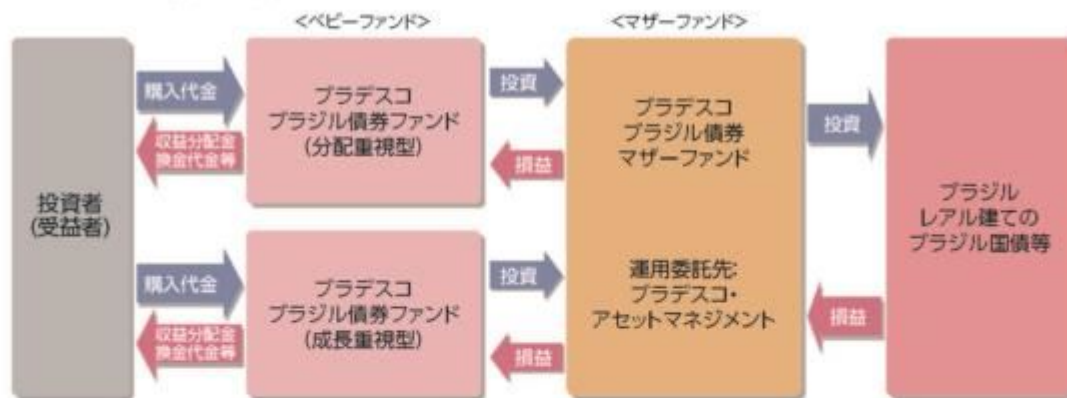
**普通分配金**：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

**元本払戻金(特別分配金)**：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

## ■ファンドの仕組み

運用は主にブラデスコ ブラジル債券マザーファンドへの投資を通じて、ブラジルレアル建てのブラジル国債等へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



## ■主な投資制限

外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

三菱UFJ国際投信は、受け取った信託報酬(委託会社分)の一部をブラジルのアマゾン環境保全基金に寄付します。

・寄付先や寄付金額等については三菱UFJ国際投信のホームページ等にて開示します。  
(寄付先・寄付金額等は将来変更されることがあります。)

☐ アマゾン環境保全基金(The Sustainable Amazonas Foundation)とは2008年2月、アマゾン州政府とブラデスコ銀行が、アマゾンの森林保全や保全エリア地域内住民の生活品質の向上などを目的に設立した基金です。



### <ブラジル債券投資における課税の影響について>

海外からのブラジル債券投資について、2008年3月より、債券の購入時に発生する為替取引に対して、金融取引税が課せられていますが、2021年3月末現在、税率は0%となっています。今後も税制および税率が変更される可能性があります。

追加設定などによりブラジル債券を購入する際に金融取引税が課せられる場合があり、その場合はファンド全体で負担するので既存受益者も含めた全受益者が負担することになります。

**ファンドでは既存受益者と新規受益者の間で公平性を保つために、新規受益者が金融取引税相当額として、追加設定時信託財産留保額を負担し、既存受益者への影響を緩和する仕組みにしています。**

### ブラジル債券の購入時に発生する為替取引に係る金融取引税の推移



追加設定時信託財産留保額は、ブラジル債券への投資に際して行う為替取引に課される金融取引税に相当するものとして委託会社が定めませんが、**必ずしも、金融取引税の税制および税率変更と同じタイミングで変更されるわけではありません。**

なお、実際には常に追加設定額全額でブラジル債券を購入するとは限りません。また、追加設定とともに解約が生じた場合など、実際に発生する金融取引税が少額もしくはかからない場合があります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### (3) 【ファンドの仕組み】

<訂正前>

#### 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。
------------------------------------	--

## 委託会社の概況（2020年10月末現在）

- ・ 金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・ 設立年月日  
1985年8月1日
- ・ 資本金  
2,000百万円
- ・ 沿革  
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始  
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更  
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更  
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・ 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

## &lt;訂正後&gt;

## 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

## 委託会社の概況（2021年4月末現在）

- ・ 金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・ 設立年月日  
1985年8月1日
- ・ 資本金  
2,000百万円
- ・ 沿革  
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始  
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更  
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

2015年7月

三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に變更

## ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

## 3【投資リスク】

&lt;更新後&gt;

## (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なりスクであり、以下に限定されるものではありません。)

## 価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

## 為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

## 信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

## 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

## カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まる場合があります。

## 留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

- ・当ファンドではブラジル債券の購入時に発生する為替取引に対し課税される金融取引税に相当するものとして追加設定時信託財産留保額を設けていますが、金融取引税の税率と追加設定時信託財産留保額の料率に差が生じる場合や追加設定と解約の状況等により、実際に当ファンドの信託財産で間接的に負担する金融取引税額と追加設定時信託財産留保額が異なる場合などには、基準価額の変動要因となります。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

### トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

### コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

### リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

### 内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

### <流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

\* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

### [再委託先の管理体制]

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびリスク管理部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

### [委託会社における再委託先に対する確認体制]

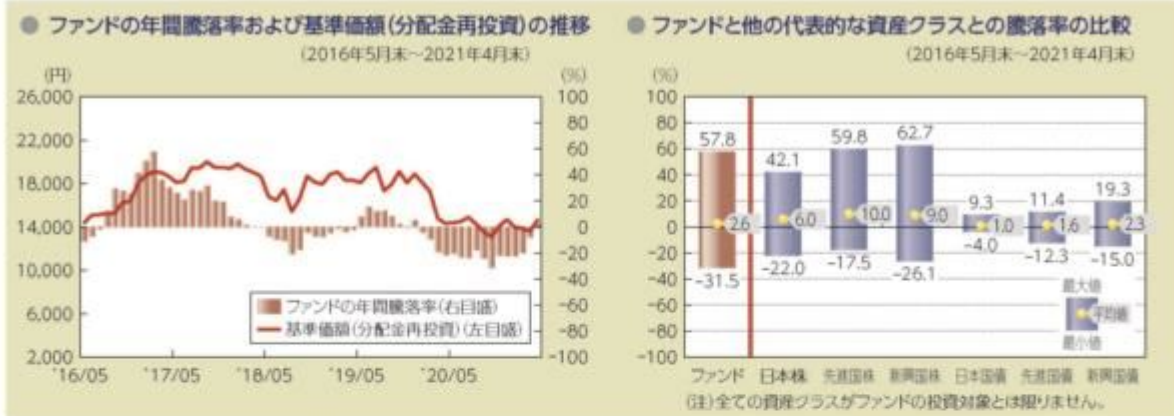
委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデ・タ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

## ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

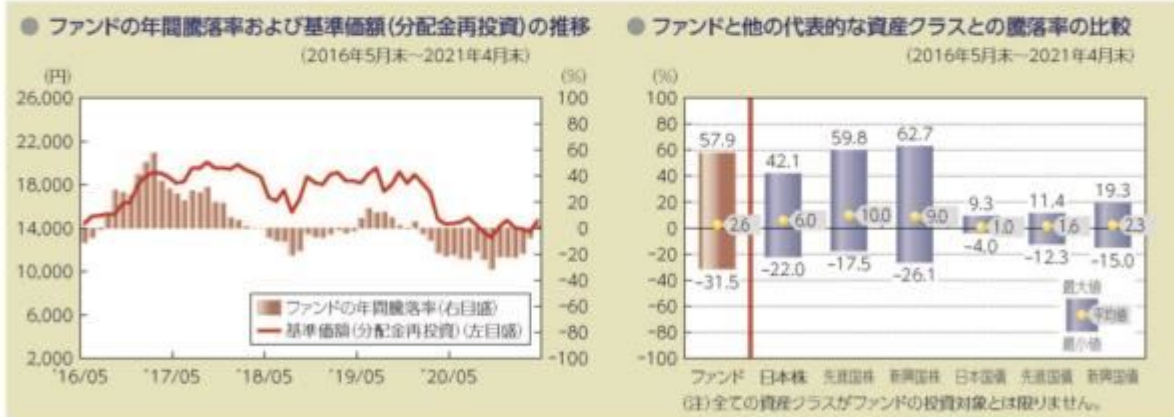
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

### 分配重視型



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### 成長重視型



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス (配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	NOMURA-BPI (国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI (総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス (除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキユリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキユリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## 4【手数料等及び税金】

## (5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

## 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

## 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益



通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

#### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2020年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### <訂正後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

#### 個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

##### 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

## 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2021年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## 【ブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型）】

## （１）【投資状況】

令和 3年 4月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	4,046,587,816	99.50
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		20,201,461	0.50
純資産総額		4,066,789,277	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## （２）【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年 4月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	ブラデスコ ブラジル債券マザー ファンド	2,281,695,978	1.6767	3,825,719,647	1.7735	4,046,587,816	99.50

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年 4月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.50
合計	99.50

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （３）【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年4月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第28計算期間末日 (平成23年 5月 9日)	88,308,233,887	89,471,226,621	10,630	10,770
第29計算期間末日 (平成23年 6月 8日)	89,166,617,693	90,323,988,096	10,786	10,926
第30計算期間末日 (平成23年 7月 8日)	89,897,814,221	91,042,686,680	10,993	11,133
第31計算期間末日 (平成23年 8月 8日)	83,958,507,442	85,094,104,024	10,351	10,491
第32計算期間末日 (平成23年 9月 8日)	80,477,697,177	81,605,435,918	9,991	10,131
第33計算期間末日 (平成23年10月11日)	72,971,059,997	74,074,447,476	9,259	9,399
第34計算期間末日 (平成23年11月 8日)	73,690,726,951	74,779,855,673	9,472	9,612
第35計算期間末日 (平成23年12月 8日)	69,486,093,011	70,552,455,424	9,123	9,263
第36計算期間末日 (平成24年 1月10日)	65,709,829,666	66,762,324,748	8,741	8,881
第37計算期間末日 (平成24年 2月 8日)	68,513,170,090	69,548,029,949	9,269	9,409
第38計算期間末日 (平成24年 3月 8日)	68,541,397,574	69,546,525,403	9,547	9,687
第39計算期間末日 (平成24年 4月 9日)	63,951,807,407	64,922,579,603	9,223	9,363
第40計算期間末日 (平成24年 5月 8日)	59,381,453,768	60,340,272,767	8,670	8,810
第41計算期間末日 (平成24年 6月 8日)	54,208,388,747	55,154,340,922	8,023	8,163
第42計算期間末日 (平成24年 7月 9日)	53,712,262,309	54,650,658,045	8,013	8,153
第43計算期間末日 (平成24年 8月 8日)	52,147,089,422	52,807,062,495	7,901	8,001
第44計算期間末日 (平成24年 9月10日)	49,488,929,549	50,123,451,401	7,799	7,899
第45計算期間末日 (平成24年10月 9日)	47,644,180,698	48,256,128,474	7,786	7,886
第46計算期間末日 (平成24年11月 8日)	46,718,343,114	47,308,899,053	7,911	8,011
第47計算期間末日 (平成24年12月10日)	45,522,525,530	46,092,744,275	7,983	8,083
第48計算期間末日 (平成25年 1月 8日)	47,755,253,420	48,311,416,562	8,587	8,687
第49計算期間末日 (平成25年 2月 8日)	49,693,374,241	50,227,084,905	9,311	9,411
第50計算期間末日 (平成25年 3月 8日)	47,884,868,875	48,395,427,171	9,379	9,479
第51計算期間末日 (平成25年 4月 8日)	46,911,901,149	47,404,100,367	9,531	9,631
第52計算期間末日 (平成25年 5月 8日)	44,342,477,519	44,811,302,166	9,458	9,558
第53計算期間末日 (平成25年 6月10日)	37,791,559,147	38,231,771,972	8,585	8,685
第54計算期間末日 (平成25年 7月 8日)	34,755,622,551	35,176,315,297	8,262	8,362
第55計算期間末日 (平成25年 8月 8日)	31,010,608,410	31,293,281,910	7,679	7,749
第56計算期間末日 (平成25年 9月 9日)	29,850,333,523	30,117,447,598	7,823	7,893
第57計算期間末日 (平成25年10月 8日)	29,601,511,690	29,861,389,790	7,973	8,043
第58計算期間末日 (平成25年11月 8日)	27,198,672,698	27,447,989,902	7,636	7,706
第59計算期間末日 (平成25年12月 9日)	27,041,517,229	27,282,095,590	7,868	7,938
第60計算期間末日 (平成26年 1月 8日)	25,520,573,856	25,748,085,639	7,852	7,922
第61計算期間末日 (平成26年 2月10日)	23,878,212,178	24,098,230,575	7,597	7,667
第62計算期間末日 (平成26年 3月10日)	23,825,383,002	24,039,738,821	7,780	7,850

第63計算期間末日	(平成26年 4月 8日)	24,122,892,296	24,328,372,037	8,218	8,288
第64計算期間末日	(平成26年 5月 8日)	22,692,077,927	22,887,105,531	8,145	8,215
第65計算期間末日	(平成26年 6月 9日)	20,919,737,264	21,099,661,811	8,139	8,209
第66計算期間末日	(平成26年 7月 8日)	19,776,577,515	19,946,611,627	8,142	8,212
第67計算期間末日	(平成26年 8月 8日)	17,978,463,879	18,138,136,971	7,882	7,952
第68計算期間末日	(平成26年 9月 8日)	18,351,284,890	18,505,181,750	8,347	8,417
第69計算期間末日	(平成26年10月 8日)	17,196,044,974	17,346,793,784	7,985	8,055
第70計算期間末日	(平成26年11月10日)	16,457,773,339	16,605,651,935	7,790	7,860
第71計算期間末日	(平成26年12月 8日)	17,098,408,565	17,244,148,081	8,213	8,283
第72計算期間末日	(平成27年 1月 8日)	15,836,847,397	15,980,001,758	7,744	7,814
第73計算期間末日	(平成27年 2月 9日)	14,853,705,004	14,993,940,157	7,414	7,484
第74計算期間末日	(平成27年 3月 9日)	13,414,233,319	13,553,032,116	6,765	6,835
第75計算期間末日	(平成27年 4月 8日)	13,092,508,635	13,231,164,851	6,610	6,680
第76計算期間末日	(平成27年 5月 8日)	13,486,345,858	13,626,089,632	6,756	6,826
第77計算期間末日	(平成27年 6月 8日)	13,930,306,722	14,073,214,145	6,823	6,893
第78計算期間末日	(平成27年 7月 8日)	13,675,444,681	13,821,547,387	6,552	6,622
第79計算期間末日	(平成27年 8月10日)	12,006,727,297	12,149,231,878	5,898	5,968
第80計算期間末日	(平成27年 9月 8日)	10,133,982,804	10,275,028,706	5,029	5,099
第81計算期間末日	(平成27年10月 8日)	9,859,244,608	9,999,101,934	4,935	5,005
第82計算期間末日	(平成27年11月 9日)	10,285,987,513	10,384,557,595	5,218	5,268
第83計算期間末日	(平成27年12月 8日)	9,876,372,023	9,971,369,369	5,198	5,248
第84計算期間末日	(平成28年 1月 8日)	8,565,211,562	8,658,312,394	4,600	4,650
第85計算期間末日	(平成28年 2月 8日)	8,761,276,219	8,852,889,446	4,782	4,832
第86計算期間末日	(平成28年 3月 8日)	8,745,724,398	8,835,712,121	4,859	4,909
第87計算期間末日	(平成28年 4月 8日)	8,650,012,472	8,738,758,273	4,873	4,923
第88計算期間末日	(平成28年 5月 9日)	9,076,148,675	9,163,130,601	5,217	5,267
第89計算期間末日	(平成28年 6月 8日)	9,194,638,541	9,281,467,019	5,295	5,345
第90計算期間末日	(平成28年 7月 8日)	8,796,234,789	8,882,158,339	5,119	5,169
第91計算期間末日	(平成28年 8月 8日)	9,170,186,388	9,252,884,181	5,544	5,594
第92計算期間末日	(平成28年 9月 8日)	8,889,092,618	8,970,549,220	5,456	5,506
第93計算期間末日	(平成28年10月11日)	9,235,351,998	9,317,223,583	5,640	5,690
第94計算期間末日	(平成28年11月 8日)	9,494,448,566	9,578,526,633	5,646	5,696
第95計算期間末日	(平成28年12月 8日)	9,995,677,289	10,083,364,187	5,700	5,750
第96計算期間末日	(平成29年 1月10日)	11,544,643,167	11,636,689,627	6,271	6,321
第97計算期間末日	(平成29年 2月 8日)	11,571,947,381	11,662,712,774	6,375	6,425
第98計算期間末日	(平成29年 3月 8日)	12,283,195,566	12,377,411,237	6,519	6,569
第99計算期間末日	(平成29年 4月10日)	12,680,464,239	12,780,530,943	6,336	6,386
第100計算期間末日	(平成29年 5月 8日)	12,575,876,686	12,675,338,702	6,322	6,372
第101計算期間末日	(平成29年 6月 8日)	11,788,440,421	11,888,493,160	5,891	5,941
第102計算期間末日	(平成29年 7月10日)	12,531,691,356	12,592,690,561	6,163	6,193
第103計算期間末日	(平成29年 8月 8日)	12,331,858,709	12,389,534,044	6,414	6,444
第104計算期間末日	(平成29年 9月 8日)	11,877,700,897	11,933,624,374	6,372	6,402

第105計算期間末日	(平成29年10月10日)	11,619,127,798	11,673,086,243	6,460	6,490
第106計算期間末日	(平成29年11月8日)	10,895,782,034	10,947,816,318	6,282	6,312
第107計算期間末日	(平成29年12月8日)	10,704,494,190	10,756,225,215	6,208	6,238
第108計算期間末日	(平成30年1月9日)	10,916,130,100	10,967,501,115	6,375	6,405
第109計算期間末日	(平成30年2月8日)	10,278,134,209	10,328,434,445	6,130	6,160
第110計算期間末日	(平成30年3月8日)	10,051,640,984	10,101,355,095	6,066	6,096
第111計算期間末日	(平成30年4月9日)	9,549,213,230	9,597,931,121	5,880	5,910
第112計算期間末日	(平成30年5月8日)	9,169,744,829	9,218,247,849	5,672	5,702
第113計算期間末日	(平成30年6月8日)	7,880,868,378	7,928,611,209	4,952	4,982
第114計算期間末日	(平成30年7月9日)	8,263,890,576	8,312,534,386	5,097	5,127
第115計算期間末日	(平成30年8月8日)	8,388,321,865	8,435,445,510	5,340	5,370
第116計算期間末日	(平成30年9月10日)	7,502,564,037	7,549,347,009	4,811	4,841
第117計算期間末日	(平成30年10月9日)	8,283,279,880	8,329,303,378	5,399	5,429
第118計算期間末日	(平成30年11月8日)	8,483,077,123	8,528,603,065	5,590	5,620
第119計算期間末日	(平成30年12月10日)	8,024,293,119	8,069,404,468	5,336	5,366
第120計算期間末日	(平成31年1月8日)	8,238,853,299	8,283,941,673	5,482	5,512
第121計算期間末日	(平成31年2月8日)	8,341,483,211	8,386,192,500	5,597	5,627
第122計算期間末日	(平成31年3月8日)	8,075,268,048	8,119,861,080	5,433	5,463
第123計算期間末日	(平成31年4月8日)	8,054,125,438	8,098,432,772	5,453	5,483
第124計算期間末日	(令和1年5月8日)	7,730,057,508	7,774,155,678	5,259	5,289
第125計算期間末日	(令和1年6月10日)	7,883,266,713	7,927,194,851	5,384	5,414
第126計算期間末日	(令和1年7月8日)	7,977,593,307	8,020,813,966	5,537	5,567
第127計算期間末日	(令和1年8月8日)	7,455,438,259	7,498,237,711	5,226	5,256
第128計算期間末日	(令和1年9月9日)	7,278,229,384	7,320,700,602	5,141	5,171
第129計算期間末日	(令和1年10月8日)	7,218,706,614	7,260,911,656	5,131	5,161
第130計算期間末日	(令和1年11月8日)	7,274,141,106	7,315,692,280	5,252	5,282
第131計算期間末日	(令和1年12月9日)	7,034,370,207	7,075,480,250	5,133	5,163
第132計算期間末日	(令和2年1月8日)	7,031,138,997	7,071,904,180	5,174	5,204
第133計算期間末日	(令和2年2月10日)	6,689,329,325	6,729,767,054	4,963	4,993
第134計算期間末日	(令和2年3月9日)	5,758,683,688	5,798,743,752	4,313	4,343
第135計算期間末日	(令和2年4月8日)	5,272,680,392	5,312,035,858	4,019	4,049
第136計算期間末日	(令和2年5月8日)	4,633,199,705	4,672,379,448	3,548	3,578
第137計算期間末日	(令和2年6月8日)	5,556,659,231	5,595,416,419	4,301	4,331
第138計算期間末日	(令和2年7月8日)	5,004,362,987	5,029,982,985	3,907	3,927
第139計算期間末日	(令和2年8月11日)	4,784,339,837	4,809,662,223	3,779	3,799
第140計算期間末日	(令和2年9月8日)	4,771,253,057	4,795,852,459	3,879	3,899
第141計算期間末日	(令和2年10月8日)	4,386,245,476	4,410,678,531	3,590	3,610
第142計算期間末日	(令和2年11月9日)	4,367,405,093	4,391,388,418	3,642	3,662
第143計算期間末日	(令和2年12月8日)	4,516,299,131	4,539,604,042	3,876	3,896
第144計算期間末日	(令和3年1月8日)	4,185,643,066	4,208,589,095	3,648	3,668
第145計算期間末日	(令和3年2月8日)	4,209,143,950	4,231,943,106	3,692	3,712
第146計算期間末日	(令和3年3月8日)	3,964,704,296	3,987,163,644	3,531	3,551

第147計算期間末日 (令和 3年 4月 8日)	3,896,065,779	3,918,150,280	3,528	3,548
令和 2年 4月末日	5,108,779,539		3,911	
5月末日	5,090,892,733		3,896	
6月末日	5,002,696,777		3,899	
7月末日	5,065,212,051		3,984	
8月末日	4,718,875,747		3,794	
9月末日	4,398,331,836		3,592	
10月末日	4,151,826,209		3,445	
11月末日	4,323,636,292		3,686	
12月末日	4,385,893,299		3,820	
令和 3年 1月末日	4,141,771,894		3,628	
2月末日	4,030,421,707		3,573	
3月末日	3,861,770,776		3,490	
4月末日	4,066,789,277		3,727	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第28計算期間	140円
第29計算期間	140円
第30計算期間	140円
第31計算期間	140円
第32計算期間	140円
第33計算期間	140円
第34計算期間	140円
第35計算期間	140円
第36計算期間	140円
第37計算期間	140円
第38計算期間	140円
第39計算期間	140円
第40計算期間	140円
第41計算期間	140円
第42計算期間	140円
第43計算期間	100円
第44計算期間	100円
第45計算期間	100円
第46計算期間	100円
第47計算期間	100円
第48計算期間	100円
第49計算期間	100円
第50計算期間	100円
第51計算期間	100円

第52計算期間	100円
第53計算期間	100円
第54計算期間	100円
第55計算期間	70円
第56計算期間	70円
第57計算期間	70円
第58計算期間	70円
第59計算期間	70円
第60計算期間	70円
第61計算期間	70円
第62計算期間	70円
第63計算期間	70円
第64計算期間	70円
第65計算期間	70円
第66計算期間	70円
第67計算期間	70円
第68計算期間	70円
第69計算期間	70円
第70計算期間	70円
第71計算期間	70円
第72計算期間	70円
第73計算期間	70円
第74計算期間	70円
第75計算期間	70円
第76計算期間	70円
第77計算期間	70円
第78計算期間	70円
第79計算期間	70円
第80計算期間	70円
第81計算期間	70円
第82計算期間	50円
第83計算期間	50円
第84計算期間	50円
第85計算期間	50円
第86計算期間	50円
第87計算期間	50円
第88計算期間	50円
第89計算期間	50円
第90計算期間	50円
第91計算期間	50円
第92計算期間	50円
第93計算期間	50円
第94計算期間	50円



第95計算期間	50円
第96計算期間	50円
第97計算期間	50円
第98計算期間	50円
第99計算期間	50円
第100計算期間	50円
第101計算期間	50円
第102計算期間	30円
第103計算期間	30円
第104計算期間	30円
第105計算期間	30円
第106計算期間	30円
第107計算期間	30円
第108計算期間	30円
第109計算期間	30円
第110計算期間	30円
第111計算期間	30円
第112計算期間	30円
第113計算期間	30円
第114計算期間	30円
第115計算期間	30円
第116計算期間	30円
第117計算期間	30円
第118計算期間	30円
第119計算期間	30円
第120計算期間	30円
第121計算期間	30円
第122計算期間	30円
第123計算期間	30円
第124計算期間	30円
第125計算期間	30円
第126計算期間	30円
第127計算期間	30円
第128計算期間	30円
第129計算期間	30円
第130計算期間	30円
第131計算期間	30円
第132計算期間	30円
第133計算期間	30円
第134計算期間	30円
第135計算期間	30円
第136計算期間	30円
第137計算期間	30円

第138計算期間	20円
第139計算期間	20円
第140計算期間	20円
第141計算期間	20円
第142計算期間	20円
第143計算期間	20円
第144計算期間	20円
第145計算期間	20円
第146計算期間	20円
第147計算期間	20円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第28計算期間	5.37
第29計算期間	2.78
第30計算期間	3.21
第31計算期間	4.56
第32計算期間	2.12
第33計算期間	5.92
第34計算期間	3.81
第35計算期間	2.20
第36計算期間	2.65
第37計算期間	7.64
第38計算期間	4.50
第39計算期間	1.92
第40計算期間	4.47
第41計算期間	5.84
第42計算期間	1.62
第43計算期間	0.14
第44計算期間	0.02
第45計算期間	1.11
第46計算期間	2.88
第47計算期間	2.17
第48計算期間	8.81
第49計算期間	9.59
第50計算期間	1.80
第51計算期間	2.68
第52計算期間	0.28
第53計算期間	8.17
第54計算期間	2.59
第55計算期間	6.20

第56計算期間	2.78
第57計算期間	2.81
第58計算期間	3.34
第59計算期間	3.95
第60計算期間	0.68
第61計算期間	2.35
第62計算期間	3.33
第63計算期間	6.52
第64計算期間	0.03
第65計算期間	0.78
第66計算期間	0.89
第67計算期間	2.33
第68計算期間	6.78
第69計算期間	3.49
第70計算期間	1.56
第71計算期間	6.32
第72計算期間	4.85
第73計算期間	3.35
第74計算期間	7.80
第75計算期間	1.25
第76計算期間	3.26
第77計算期間	2.02
第78計算期間	2.94
第79計算期間	8.91
第80計算期間	13.54
第81計算期間	0.47
第82計算期間	6.74
第83計算期間	0.57
第84計算期間	10.54
第85計算期間	5.04
第86計算期間	2.65
第87計算期間	1.31
第88計算期間	8.08
第89計算期間	2.45
第90計算期間	2.37
第91計算期間	9.27
第92計算期間	0.68
第93計算期間	4.28
第94計算期間	0.99
第95計算期間	1.84
第96計算期間	10.89
第97計算期間	2.45
第98計算期間	3.04

第99計算期間	2.04
第100計算期間	0.56
第101計算期間	6.02
第102計算期間	5.12
第103計算期間	4.55
第104計算期間	0.18
第105計算期間	1.85
第106計算期間	2.29
第107計算期間	0.70
第108計算期間	3.17
第109計算期間	3.37
第110計算期間	0.55
第111計算期間	2.57
第112計算期間	3.02
第113計算期間	12.16
第114計算期間	3.53
第115計算期間	5.35
第116計算期間	9.34
第117計算期間	12.84
第118計算期間	4.09
第119計算期間	4.00
第120計算期間	3.29
第121計算期間	2.64
第122計算期間	2.39
第123計算期間	0.92
第124計算期間	3.00
第125計算期間	2.94
第126計算期間	3.39
第127計算期間	5.07
第128計算期間	1.05
第129計算期間	0.38
第130計算期間	2.94
第131計算期間	1.69
第132計算期間	1.38
第133計算期間	3.49
第134計算期間	12.49
第135計算期間	6.12
第136計算期間	10.97
第137計算期間	22.06
第138計算期間	8.69
第139計算期間	2.76
第140計算期間	3.17
第141計算期間	6.93

第142計算期間	2.00
第143計算期間	6.97
第144計算期間	5.36
第145計算期間	1.75
第146計算期間	3.81
第147計算期間	0.48

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第28計算期間	581,582,866	3,351,664,278	83,070,909,632
第29計算期間	1,006,485,022	1,408,080,154	82,669,314,500
第30計算期間	840,014,789	1,732,725,040	81,776,604,249
第31計算期間	897,378,847	1,559,941,465	81,114,041,631
第32計算期間	778,524,317	1,339,798,679	80,552,767,269
第33計算期間	637,554,058	2,376,929,915	78,813,391,412
第34計算期間	265,244,775	1,283,727,464	77,794,908,723
第35計算期間	306,029,572	1,932,194,453	76,168,743,842
第36計算期間	321,160,373	1,311,684,048	75,178,220,167
第37計算期間	319,995,241	1,579,654,013	73,918,561,395
第38計算期間	343,447,871	2,467,164,303	71,794,844,963
第39計算期間	342,458,586	2,796,432,348	69,340,871,201
第40計算期間	362,076,497	1,215,876,280	68,487,071,418
第41計算期間	310,391,850	1,229,450,746	67,568,012,522
第42計算期間	234,070,527	773,816,147	67,028,266,902
第43計算期間	217,172,018	1,248,131,532	65,997,307,388
第44計算期間	187,396,348	2,732,518,458	63,452,185,278
第45計算期間	159,282,355	2,416,689,991	61,194,777,642
第46計算期間	137,587,097	2,276,770,749	59,055,593,990
第47計算期間	121,909,889	2,155,629,352	57,021,874,527
第48計算期間	209,100,729	1,614,660,976	55,616,314,280
第49計算期間	209,234,596	2,454,482,469	53,371,066,407
第50計算期間	162,230,255	2,477,467,057	51,055,829,605
第51計算期間	108,101,485	1,944,009,287	49,219,921,803
第52計算期間	84,378,641	2,421,835,724	46,882,464,720
第53計算期間	173,727,623	3,034,909,840	44,021,282,503
第54計算期間	130,682,368	2,082,690,243	42,069,274,628
第55計算期間	695,198,944	2,382,544,953	40,381,928,619
第56計算期間	275,237,771	2,498,012,738	38,159,153,652
第57計算期間	612,042,959	1,645,753,670	37,125,442,941
第58計算期間	191,343,402	1,700,042,832	35,616,743,511

第59計算期間	467,159,070	1,715,565,286	34,368,337,295
第60計算期間	235,144,559	2,101,798,455	32,501,683,399
第61計算期間	233,092,007	1,303,575,799	31,431,199,607
第62計算期間	373,599,363	1,182,538,993	30,622,259,977
第63計算期間	338,302,464	1,606,313,589	29,354,248,852
第64計算期間	89,491,765	1,582,654,233	27,861,086,384
第65計算期間	99,101,897	2,256,681,466	25,703,506,815
第66計算期間	252,759,361	1,665,678,606	24,290,587,570
第67計算期間	149,095,180	1,629,240,941	22,810,441,809
第68計算期間	81,917,121	907,093,077	21,985,265,853
第69計算期間	477,066,679	926,788,203	21,535,544,329
第70計算期間	244,610,189	654,640,761	21,125,513,757
第71計算期間	442,836,323	748,419,161	20,819,930,919
第72計算期間	366,141,133	735,449,039	20,450,623,013
第73計算期間	185,200,136	602,229,765	20,033,593,384
第74計算期間	517,570,179	722,763,891	19,828,399,672
第75計算期間	979,861,978	1,000,230,744	19,808,030,906
第76計算期間	660,079,788	504,714,300	19,963,396,394
第77計算期間	968,030,323	516,080,468	20,415,346,249
第78計算期間	954,246,642	497,777,731	20,871,815,160
第79計算期間	284,936,678	798,954,459	20,357,797,379
第80計算期間	355,634,124	564,016,811	20,149,414,692
第81計算期間	397,699,508	567,496,111	19,979,618,089
第82計算期間	158,233,550	423,835,210	19,714,016,429
第83計算期間	157,025,087	871,572,258	18,999,469,258
第84計算期間	234,612,557	613,915,233	18,620,166,582
第85計算期間	44,666,741	342,187,743	18,322,645,580
第86計算期間	57,425,076	382,525,932	17,997,544,724
第87計算期間	49,186,064	297,570,394	17,749,160,394
第88計算期間	103,405,543	456,180,726	17,396,385,211
第89計算期間	487,472,029	518,161,479	17,365,695,761
第90計算期間	389,438,111	570,423,758	17,184,710,114
第91計算期間	281,360,072	926,511,533	16,539,558,653
第92計算期間	370,486,293	618,724,419	16,291,320,527
第93計算期間	465,429,760	382,433,247	16,374,317,040
第94計算期間	821,132,908	379,836,530	16,815,613,418
第95計算期間	1,123,731,989	401,965,750	17,537,379,657
第96計算期間	1,685,627,247	813,714,831	18,409,292,073
第97計算期間	1,188,579,489	1,444,792,906	18,153,078,656
第98計算期間	1,619,034,539	928,978,954	18,843,134,241
第99計算期間	1,901,720,747	731,513,996	20,013,340,992
第100計算期間	287,029,897	407,967,551	19,892,403,338
第101計算期間	1,082,977,248	964,832,704	20,010,547,882

第102計算期間	675,211,319	352,690,663	20,333,068,538
第103計算期間	282,041,283	1,389,998,037	19,225,111,784
第104計算期間	207,694,575	791,647,225	18,641,159,134
第105計算期間	252,258,450	907,269,199	17,986,148,385
第106計算期間	144,273,945	785,660,941	17,344,761,389
第107計算期間	263,231,416	364,317,695	17,243,675,110
第108計算期間	167,724,287	287,727,487	17,123,671,910
第109計算期間	138,881,543	495,808,036	16,766,745,417
第110計算期間	139,340,362	334,715,177	16,571,370,602
第111計算期間	42,663,204	374,736,509	16,239,297,297
第112計算期間	37,266,332	108,890,196	16,167,673,433
第113計算期間	63,014,896	316,411,262	15,914,277,067
第114計算期間	657,290,557	356,964,195	16,214,603,429
第115計算期間	153,358,126	660,079,656	15,707,881,899
第116計算期間	80,368,591	193,926,261	15,594,324,229
第117計算期間	51,472,940	304,630,908	15,341,166,261
第118計算期間	69,067,798	234,920,010	15,175,314,049
第119計算期間	97,909,051	236,106,505	15,037,116,595
第120計算期間	36,430,918	44,089,287	15,029,458,226
第121計算期間	81,365,786	207,727,669	14,903,096,343
第122計算期間	103,499,666	142,251,879	14,864,344,130
第123計算期間	91,097,022	186,329,526	14,769,111,626
第124計算期間	54,128,901	123,850,404	14,699,390,123
第125計算期間	70,616,328	127,293,713	14,642,712,738
第126計算期間	39,452,659	275,278,947	14,406,886,450
第127計算期間	93,902,635	234,304,925	14,266,484,160
第128計算期間	40,168,330	149,579,705	14,157,072,785
第129計算期間	102,123,714	190,848,939	14,068,347,560
第130計算期間	40,746,352	258,702,397	13,850,391,515
第131計算期間	64,908,826	211,952,567	13,703,347,774
第132計算期間	63,043,258	177,996,609	13,588,394,423
第133計算期間	52,929,425	162,080,750	13,479,243,098
第134計算期間	46,328,304	172,216,558	13,353,354,844
第135計算期間	35,367,759	270,233,641	13,118,488,962
第136計算期間	30,737,405	89,311,862	13,059,914,505
第137計算期間	59,608,613	200,460,387	12,919,062,731
第138計算期間	38,894,982	147,958,666	12,809,999,047
第139計算期間	23,985,122	172,790,862	12,661,193,307
第140計算期間	33,109,233	394,601,221	12,299,701,319
第141計算期間	25,992,178	109,165,527	12,216,527,970
第142計算期間	26,232,742	251,098,165	11,991,662,547
第143計算期間	25,233,936	364,440,712	11,652,455,771
第144計算期間	23,291,374	202,732,633	11,473,014,512

第145計算期間	23,059,600	96,495,985	11,399,578,127
第146計算期間	24,707,235	194,611,192	11,229,674,170
第147計算期間	35,573,316	222,996,596	11,042,250,890

## 【ブラデスコ ブラジル債券ファンド(成長重視型)】

### (1) 【投資状況】

令和 3年 4月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	872,804,469	99.64
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		3,167,780	0.36
純資産総額		875,972,249	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### (2) 【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### a 評価額上位30銘柄

令和 3年 4月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド	492,136,718	1.6767	825,165,636	1.7735	872,804,469	99.64

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和 3年 4月30日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.64
合計	99.64

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】



該当事項はありません。

### （３）【運用実績】

#### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年4月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6計算期間末日 (平成23年10月11日)	2,609,606,941	2,611,523,049	13,619	13,629
第7計算期間末日 (平成24年 4月 9日)	2,312,868,746	2,314,428,528	14,828	14,838
第8計算期間末日 (平成24年10月 9日)	1,970,522,859	1,971,964,910	13,665	13,675
第9計算期間末日 (平成25年 4月 8日)	2,023,143,756	2,024,273,686	17,905	17,915
第10計算期間末日 (平成25年10月 8日)	1,386,601,764	1,387,473,227	15,911	15,921
第11計算期間末日 (平成26年 4月 8日)	1,149,361,414	1,150,025,961	17,295	17,305
第12計算期間末日 (平成26年10月 8日)	930,470,352	930,996,432	17,687	17,697
第13計算期間末日 (平成27年 4月 8日)	888,980,600	889,554,921	15,479	15,489
第14計算期間末日 (平成27年10月 8日)	849,284,385	849,969,216	12,401	12,411
第15計算期間末日 (平成28年 4月 8日)	836,344,698	836,988,085	12,999	13,009
第16計算期間末日 (平成28年10月11日)	947,127,805	947,723,410	15,902	15,912
第17計算期間末日 (平成29年 4月10日)	1,066,516,860	1,067,085,555	18,754	18,764
第18計算期間末日 (平成29年10月10日)	1,158,726,469	1,159,311,047	19,822	19,832
第19計算期間末日 (平成30年 4月 9日)	1,120,485,225	1,121,088,860	18,562	18,572
第20計算期間末日 (平成30年10月 9日)	1,107,692,659	1,108,320,536	17,642	17,652
第21計算期間末日 (平成31年 4月 8日)	1,187,174,923	1,187,819,951	18,405	18,415
第22計算期間末日 (令和 1年10月 8日)	1,132,223,374	1,132,855,630	17,908	17,918
第23計算期間末日 (令和 2年 4月 8日)	953,429,489	954,084,907	14,547	14,557
第24計算期間末日 (令和 2年10月 8日)	831,930,703	832,548,344	13,469	13,479
第25計算期間末日 (令和 3年 4月 8日)	848,887,656	849,508,251	13,679	13,689
令和 2年 4月末日	919,968,538		14,158	
5月末日	906,823,791		14,220	
6月末日	913,609,678		14,336	
7月末日	933,028,636		14,722	
8月末日	871,537,085		14,095	
9月末日	827,939,148		13,412	
10月末日	788,359,551		12,925	
11月末日	844,561,173		13,908	
12月末日	869,101,187		14,489	
令和 3年 1月末日	811,567,644		13,838	
2月末日	810,123,857		13,705	
3月末日	828,038,715		13,463	

4月末日	875,972,249	14,449
------	-------------	--------

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円
第9計算期間	10円
第10計算期間	10円
第11計算期間	10円
第12計算期間	10円
第13計算期間	10円
第14計算期間	10円
第15計算期間	10円
第16計算期間	10円
第17計算期間	10円
第18計算期間	10円
第19計算期間	10円
第20計算期間	10円
第21計算期間	10円
第22計算期間	10円
第23計算期間	10円
第24計算期間	10円
第25計算期間	10円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第6計算期間	11.90
第7計算期間	8.95
第8計算期間	7.77
第9計算期間	31.10
第10計算期間	11.08
第11計算期間	8.76
第12計算期間	2.32
第13計算期間	12.42
第14計算期間	19.82
第15計算期間	4.90
第16計算期間	22.40
第17計算期間	17.99

第18計算期間	5.74
第19計算期間	6.30
第20計算期間	4.90
第21計算期間	4.38
第22計算期間	2.64
第23計算期間	18.71
第24計算期間	7.34
第25計算期間	1.63

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第6計算期間	68,955,887	607,139,847	1,916,108,871
第7計算期間	19,089,959	375,415,885	1,559,782,945
第8計算期間	26,083,685	143,815,221	1,442,051,409
第9計算期間	18,105,365	330,226,744	1,129,930,030
第10計算期間	19,621,444	278,088,401	871,463,073
第11計算期間	30,644,903	237,560,733	664,547,243
第12計算期間	17,147,695	155,614,480	526,080,458
第13計算期間	148,931,216	100,690,564	574,321,110
第14計算期間	186,693,559	76,183,317	684,831,352
第15計算期間	31,030,002	72,473,967	643,387,387
第16計算期間	47,756,368	95,537,856	595,605,899
第17計算期間	215,301,476	242,211,536	568,695,839
第18計算期間	369,391,751	353,509,026	584,578,564
第19計算期間	66,375,783	47,318,401	603,635,946
第20計算期間	64,657,270	40,415,818	627,877,398
第21計算期間	61,406,686	44,256,046	645,028,038
第22計算期間	11,365,611	24,137,543	632,256,106
第23計算期間	57,032,592	33,870,085	655,418,613
第24計算期間	13,408,868	51,185,895	617,641,586
第25計算期間	48,443,892	45,489,703	620,595,775

（参考）

ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド

投資状況

令和 3年 4月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
国債証券	ブラジル	5,630,022,904	97.50
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		144,259,418	2.50
純資産総額		5,774,282,322	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### a 評価額上位30銘柄

令和3年4月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資比率 (%)
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LTN 220101	50,193,000	1,971.84	989,727,010	1,978.74	993,189,443		2022/1/1	17.20
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LTN 240101	51,600,000	1,652.70	852,794,355	1,684.09	868,994,483		2024/1/1	15.05
ブラジル	国債証券	10(IN)BRAZIL NTN-F230101	33,600,000	2,194.08	737,212,973	2,217.91	745,218,721	10.000000	2023/1/1	12.91
ブラジル	国債証券	10(IN)BRAZIL NTN 250101	26,266,000	2,190.78	575,432,756	2,239.51	588,229,912	10.000000	2025/1/1	10.19
ブラジル	国債証券	6 NOTA DO TES I/L 250515	5,270,000	8,080.23	425,828,165	8,230.10	433,726,318	6.000000	2025/5/15	7.51
ブラジル	国債証券	10(IN)BRAZIL NT 270101	18,655,000	2,176.48	406,023,698	2,235.89	417,105,616	10.000000	2027/1/1	7.22
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LTN 230701	19,200,000	1,734.55	333,034,430	1,761.38	338,186,300		2023/7/1	5.86
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LTN 210701	14,695,000	2,025.11	297,590,925	2,028.70	298,118,298		2021/7/1	5.16
ブラジル	国債証券	6 NOTA DO TES I/L 280815	2,681,000	8,159.27	218,750,137	8,309.87	222,787,718	6.000000	2028/8/15	3.86
ブラジル	国債証券	10(IN) BRAZIL NTN 290101	9,060,000	2,159.97	195,693,530	2,231.46	202,170,921	10.000000	2029/1/1	3.50
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LTN 211001	7,500,000	2,000.38	150,028,719	2,005.34	150,400,617		2021/10/1	2.60
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LTN 220401	6,500,000	1,939.50	126,067,784	1,948.13	126,628,613		2022/4/1	2.19
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LTN 240701	6,700,000	1,575.83	105,581,075	1,610.90	107,930,567		2024/7/1	1.87
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LTN 220701	4,849,000	1,901.98	92,227,422	1,914.61	92,839,714		2022/7/1	1.61
ブラジル	国債証券	10(IN)BRAZIL NTN 310101	2,000,000	2,150.76	43,015,227	2,224.78	44,495,663	10.000000	2031/1/1	0.77

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和3年4月30日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	97.50
合計	97.50

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### 参考情報

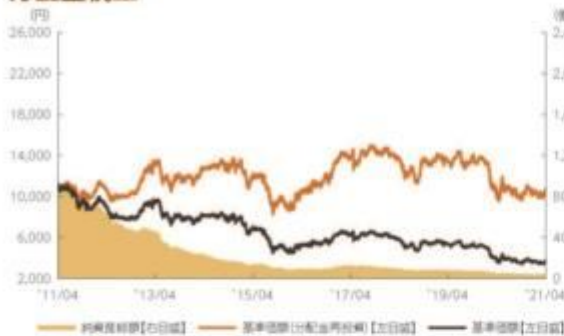


# 運用実績

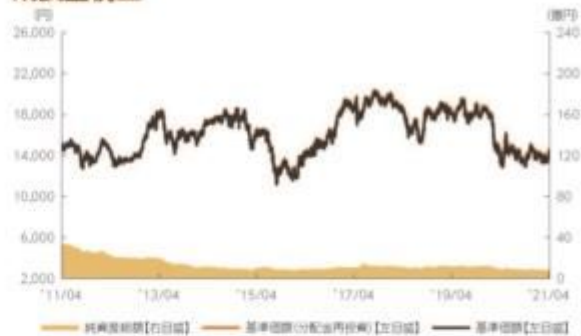
2021年4月30日現在

## ■基準価額・純資産の推移 2011年4月28日～2021年4月30日

### 分配重視型



### 成長重視型



- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## ■基準価額・純資産

	分配重視型	成長重視型
基準価額	3,727円	14,449円
純資産総額	40.6億円	8.7億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

## ■分配の推移

	分配重視型	成長重視型
2021年4月	20円	10円
2021年3月	20円	10円
2021年2月	20円	10円
2021年1月	20円	10円
2020年12月	20円	10円
2020年11月	20円	10円
直近1年間累計	260円	設定来累計
設定来累計	10,945円	250円

・分配金は1万口当たり、税引前

## ■主要な資産の状況

### 分配重視型

種別構成	比率
国債	97.0%
コールローン他 (負債控除後)	3.0%
合計	100.0%

組入上位銘柄	種別	分配重視型	成長重視型
1 BRAZIL-LTN 220101	国債	17.1%	17.1%
2 BRAZIL-LTN 240101	国債	15.0%	15.0%
3 10(IN)BRAZIL NTN-F 230101	国債	12.8%	12.9%
4 10 (IN)BRAZIL NTN 250101	国債	10.1%	10.2%
5 6 NOTA DO TES I/L 250515	国債	7.5%	7.5%
6 10 (IN)BRAZIL NT 270101	国債	7.2%	7.2%
7 BRAZIL-LTN 230701	国債	5.8%	5.8%
8 BRAZIL-LTN 210701	国債	5.1%	5.1%
9 6 NOTA DO TES I/L 280815	国債	3.8%	3.8%
10 10(IN) BRAZIL NTN 290101	国債	3.5%	3.5%

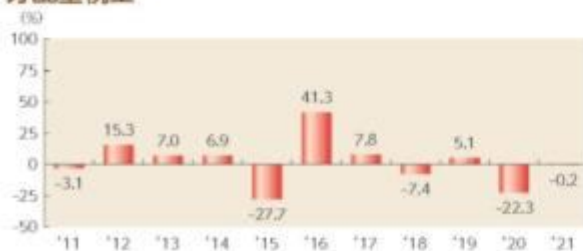
### 成長重視型

種別構成	比率
国債	97.1%
コールローン他 (負債控除後)	2.9%
合計	100.0%

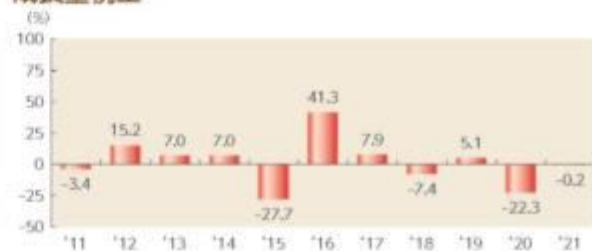
- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

## ■年間収益率の推移

### 分配重視型



### 成長重視型



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2021年は年初から4月30日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 第3【ファンドの経理状況】

- 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和2年10月9日から令和3年4月8日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【ブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型）】

## (1)【貸借対照表】

	前期 [ 令和 2年10月 8日現在 ]	当期 [ 令和 3年 4月 8日現在 ]
(単位：円)		
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	30,441,452	49,072,983
親投資信託受益証券	4,363,821,253	3,877,656,211
未収入金	25,000,000	-
流動資産合計	4,419,262,705	3,926,729,194
<b>資産合計</b>	<b>4,419,262,705</b>	<b>3,926,729,194</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払収益分配金	24,433,055	22,084,501
未払解約金	2,355,686	3,035,003
未払受託者報酬	207,038	184,283
未払委託者報酬	6,004,063	5,344,154
未払利息	6	8
その他未払費用	17,381	15,466
流動負債合計	33,017,229	30,663,415
<b>負債合計</b>	<b>33,017,229</b>	<b>30,663,415</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	12,216,527,970	11,042,250,890
<b>剰余金</b>		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	7,830,282,494	7,146,185,111
（分配準備積立金）	122,500,211	89,722,221
元本等合計	4,386,245,476	3,896,065,779
<b>純資産合計</b>	<b>4,386,245,476</b>	<b>3,896,065,779</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>4,419,262,705</b>	<b>3,926,729,194</b>

## (2)【損益及び剰余金計算書】

	前期		当期	
	自 至	令和 2年 4月 9日 令和 2年10月 8日	自 至	令和 2年10月 9日 令和 3年 4月 8日
<b>営業収益</b>				
受取利息		160		31
有価証券売買等損益		317,844,504		111,834,958
営業収益合計		317,844,344		111,834,989
<b>営業費用</b>				
支払利息		7,641		2,536
受託者報酬		1,361,844		1,158,633
委託者報酬		39,493,295		33,600,142
その他費用		114,334		97,259
営業費用合計		40,977,114		34,858,570
営業利益又は営業損失（ ）		358,821,458		76,976,419
経常利益又は経常損失（ ）		358,821,458		76,976,419
当期純利益又は当期純損失（ ）		358,821,458		76,976,419
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		2,326,415		26,407
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		7,845,808,570		7,830,282,494
剰余金増加額又は欠損金減少額		684,678,490		845,131,550
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		684,678,490		845,131,550
剰余金減少額又は欠損金増加額		130,092,769		100,406,909
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		130,092,769		100,406,909
分配金		177,911,772		137,577,270
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		7,830,282,494		7,146,185,111

### （ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当期 [ 令和 3年 4月 8日現在 ]

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 2年10月 8日現在]	当期 [令和 3年 4月 8日現在]
1. 期首元本額	13,118,488,962円	12,216,527,970円
期中追加設定元本額	212,327,533円	158,098,203円
期中一部解約元本額	1,114,288,525円	1,332,375,283円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	7,830,282,494円	7,146,185,111円
3. 受益権の総数	12,216,527,970口	11,042,250,890口



## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 2年 4月 9日 至 令和 2年10月 8日	当期 自 令和 2年10月 9日 至 令和 3年 4月 8日																																																																																																																								
<p>1.運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>「ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の35の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2.分配金の計算過程</p> <p>第136期 令和 2年 4月 9日 令和 2年 5月 8日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>2,942,191円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>172,018,338円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>167,756,231円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>342,716,760円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>13,059,914,505口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>262円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F*H/10,000</td> <td>39,179,743円</td> </tr> </tbody> </table> <p>第137期 令和 2年 5月 9日 令和 2年 6月 8日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>10,258,239円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>170,785,128円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>129,507,328円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>310,550,695円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>12,919,062,731口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F*H/10,000</td> <td>38,757,188円</td> </tr> </tbody> </table> <p>第138期 令和 2年 6月 9日</p>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,942,191円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	172,018,338円	分配準備積立金額	D	167,756,231円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	342,716,760円	当ファンドの期末残存口数	F	13,059,914,505口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	262円	1万口当たり分配金額	H	30円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	39,179,743円	項目			費用控除後の配当等収益額	A	10,258,239円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	170,785,128円	分配準備積立金額	D	129,507,328円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	310,550,695円	当ファンドの期末残存口数	F	12,919,062,731口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	240円	1万口当たり分配金額	H	30円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	38,757,188円	<p>1.運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>「ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の35の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2.分配金の計算過程</p> <p>第142期 令和 2年10月 9日 令和 2年11月 9日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>7,749,216円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>160,242,306円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>119,986,741円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>287,978,263円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>11,991,662,547口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F*H/10,000</td> <td>23,983,325円</td> </tr> </tbody> </table> <p>第143期 令和 2年11月10日 令和 2年12月 8日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>15,648,147円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>155,948,730円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>100,604,710円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>272,201,587円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>11,652,455,771口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>233円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F*H/10,000</td> <td>23,304,911円</td> </tr> </tbody> </table> <p>第144期 令和 2年12月 9日</p>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,749,216円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	160,242,306円	分配準備積立金額	D	119,986,741円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	287,978,263円	当ファンドの期末残存口数	F	11,991,662,547口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	240円	1万口当たり分配金額	H	20円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	23,983,325円	項目			費用控除後の配当等収益額	A	15,648,147円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	155,948,730円	分配準備積立金額	D	100,604,710円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	272,201,587円	当ファンドの期末残存口数	F	11,652,455,771口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	233円	1万口当たり分配金額	H	20円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	23,304,911円
項目																																																																																																																									
費用控除後の配当等収益額	A	2,942,191円																																																																																																																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																																																																																							
収益調整金額	C	172,018,338円																																																																																																																							
分配準備積立金額	D	167,756,231円																																																																																																																							
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	342,716,760円																																																																																																																							
当ファンドの期末残存口数	F	13,059,914,505口																																																																																																																							
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	262円																																																																																																																							
1万口当たり分配金額	H	30円																																																																																																																							
収益分配金金額	I=F*H/10,000	39,179,743円																																																																																																																							
項目																																																																																																																									
費用控除後の配当等収益額	A	10,258,239円																																																																																																																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																																																																																							
収益調整金額	C	170,785,128円																																																																																																																							
分配準備積立金額	D	129,507,328円																																																																																																																							
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	310,550,695円																																																																																																																							
当ファンドの期末残存口数	F	12,919,062,731口																																																																																																																							
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	240円																																																																																																																							
1万口当たり分配金額	H	30円																																																																																																																							
収益分配金金額	I=F*H/10,000	38,757,188円																																																																																																																							
項目																																																																																																																									
費用控除後の配当等収益額	A	7,749,216円																																																																																																																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																																																																																							
収益調整金額	C	160,242,306円																																																																																																																							
分配準備積立金額	D	119,986,741円																																																																																																																							
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	287,978,263円																																																																																																																							
当ファンドの期末残存口数	F	11,991,662,547口																																																																																																																							
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	240円																																																																																																																							
1万口当たり分配金額	H	20円																																																																																																																							
収益分配金金額	I=F*H/10,000	23,983,325円																																																																																																																							
項目																																																																																																																									
費用控除後の配当等収益額	A	15,648,147円																																																																																																																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																																																																																							
収益調整金額	C	155,948,730円																																																																																																																							
分配準備積立金額	D	100,604,710円																																																																																																																							
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	272,201,587円																																																																																																																							
当ファンドの期末残存口数	F	11,652,455,771口																																																																																																																							
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	233円																																																																																																																							
1万口当たり分配金額	H	20円																																																																																																																							
収益分配金金額	I=F*H/10,000	23,304,911円																																																																																																																							

前期			当期		
自 令和 2年 4月 9日			自 令和 2年10月 9日		
至 令和 2年10月 8日			至 令和 3年 4月 8日		
令和 2年 7月 8日			令和 3年 1月 8日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	122,158,961円	費用控除後の配当等収益額	A	75,178,652円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	169,710,794円	収益調整金額	C	153,751,886円
分配準備積立金額	D	99,854,253円	分配準備積立金額	D	91,333,010円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	391,724,008円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	320,263,548円
当ファンドの期末残存口数	F	12,809,999,047口	当ファンドの期末残存口数	F	11,473,014,512口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	305円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	279円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	25,619,998円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	22,946,029円
第139期			第145期		
令和 2年 7月 9日			令和 3年 1月 9日		
令和 2年 8月11日			令和 3年 2月 8日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,212,069円	費用控除後の配当等収益額	A	8,886,075円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	168,114,047円	収益調整金額	C	153,067,026円
分配準備積立金額	D	193,748,241円	分配準備積立金額	D	142,360,081円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	363,074,357円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	304,313,182円
当ファンドの期末残存口数	F	12,661,193,307口	当ファンドの期末残存口数	F	11,399,578,127口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	286円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	266円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	25,322,386円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	22,799,156円
第140期			第146期		
令和 2年 8月12日			令和 3年 2月 9日		
令和 2年 9月 8日			令和 3年 3月 8日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,929,569円	費用控除後の配当等収益額	A	3,181,935円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	163,759,944円	収益調整金額	C	151,071,743円
分配準備積立金額	D	164,362,220円	分配準備積立金額	D	126,257,583円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	335,051,733円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	280,511,261円
当ファンドの期末残存口数	F	12,299,701,319口	当ファンドの期末残存口数	F	11,229,674,170口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	272円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	249円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	24,599,402円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	22,459,348円

前期 自 令和 2年 4月 9日 至 令和 2年10月 8日			当期 自 令和 2年10月 9日 至 令和 3年 4月 8日		
第141期 令和 2年 9月 9日 令和 2年10月 8日			第147期 令和 3年 3月 9日 令和 3年 4月 8日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,540,872円	費用控除後の配当等収益額	A	6,946,704円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	162,971,683円	収益調整金額	C	148,905,622円
分配準備積立金額	D	145,392,394円	分配準備積立金額	D	104,860,018円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	309,904,949円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	260,712,344円
当ファンドの期末残存口数	F	12,216,527,970口	当ファンドの期末残存口数	F	11,042,250,890口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	253円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	236円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	24,433,055円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	22,084,501円

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 2年 4月 9日 至 令和 2年10月 8日	当期 自 令和 2年10月 9日 至 令和 3年 4月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

区分	前期 自 令和 2年 4月 9日 至 令和 2年10月 8日	当期 自 令和 2年10月 9日 至 令和 3年 4月 8日
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [ 令和 2年10月 8日現在 ]	当期 [ 令和 3年 4月 8日現在 ]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [ 令和 2年10月 8日現在 ]	当期 [ 令和 3年 4月 8日現在 ]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	320,214,415	25,208,117
合計	320,214,415	25,208,117

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 [ 令和 2年10月 8日現在 ]	当期 [ 令和 3年 4月 8日現在 ]
1口当たり純資産額	0.3590円	0.3528円
(1万口当たり純資産額)	(3,590円)	(3,528円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド	2,312,671,445	3,877,656,211	
	合計	2,312,671,445	3,877,656,211	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

#### 【ブラデスコ ブラジル債券ファンド（成長重視型）】

##### （1）【貸借対照表】

	（単位：円）	
	第24期 [ 令和 2年10月 8日現在 ]	第25期 [ 令和 3年 4月 8日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	13,798,469	17,555,894
親投資信託受益証券	826,390,318	839,037,540
流動資産合計	840,188,787	856,593,434
資産合計	840,188,787	856,593,434
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	617,641	620,595
未払解約金	151,027	183,204
未払受託者報酬	249,058	229,518
未払委託者報酬	7,222,483	6,655,993
未払利息	3	2
その他未払費用	17,872	16,466
流動負債合計	8,258,084	7,705,778
負債合計	8,258,084	7,705,778
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	617,641,586	620,595,775
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	214,289,117	228,291,881
（分配準備積立金）	314,966,032	310,998,060
元本等合計	831,930,703	848,887,656
純資産合計	831,930,703	848,887,656
負債純資産合計	840,188,787	856,593,434

##### （2）【損益及び剰余金計算書】

	（単位：円）	
	第24期 自 令和 2年 4月 9日 至 令和 2年10月 8日	第25期 自 令和 2年10月 9日 至 令和 3年 4月 8日
<b>営業収益</b>		
受取利息	30	6
有価証券売買等損益	59,920,875	20,707,222
営業収益合計	59,920,845	20,707,228
<b>営業費用</b>		
支払利息	1,802	466
受託者報酬	249,058	229,518
委託者報酬	7,222,483	6,655,993
その他費用	17,872	16,466
営業費用合計	7,491,215	6,902,443

	第24期		第25期	
	自	令和 2年 4月 9日 至 令和 2年10月 8日	自	令和 2年10月 9日 至 令和 3年 4月 8日
営業利益又は営業損失（ ）		67,412,060		13,804,785
経常利益又は経常損失（ ）		67,412,060		13,804,785
当期純利益又は当期純損失（ ）		67,412,060		13,804,785
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		2,176,270		1,644,591
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		298,010,876		214,289,117
剰余金増加額又は欠損金減少額		5,379,911		18,259,262
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		5,379,911		18,259,262
剰余金減少額又は欠損金増加額		23,248,239		15,796,097
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		23,248,239		15,796,097
分配金		617,641		620,595
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		214,289,117		228,291,881

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第25期 [令和 3年 4月 8日現在]

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第24期	第25期
	[令和 2年10月 8日現在]	[令和 3年 4月 8日現在]
1. 期首元本額	655,418,613円	617,641,586円
期中追加設定元本額	13,408,868円	48,443,892円
期中一部解約元本額	51,185,895円	45,489,703円
2. 受益権の総数	617,641,586口	620,595,775口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第24期	第25期
自 令和 2年 4月 9日 至 令和 2年10月 8日	自 令和 2年10月 9日 至 令和 3年 4月 8日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 「ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財	1. 運用に係る権限を委託するための費用 「ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財

第24期 自 令和 2年 4月 9日 至 令和 2年10月 8日	第25期 自 令和 2年10月 9日 至 令和 3年 4月 8日																																																												
産の純資産総額に対し年10,000分の35の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	産の純資産総額に対し年10,000分の35の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																																																												
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>23,649,933円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>758,570,720円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>291,933,740円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>1,074,154,393円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>617,641,586口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>17,391円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F*H/10,000</td> <td>617,641円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	23,649,933円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	758,570,720円	分配準備積立金額	D	291,933,740円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,074,154,393円	当ファンドの期末残存口数	F	617,641,586口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	17,391円	1万口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	617,641円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>19,591,894円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>786,735,145円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>292,026,761円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>1,098,353,800円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>620,595,775口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>17,698円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F*H/10,000</td> <td>620,595円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	19,591,894円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	786,735,145円	分配準備積立金額	D	292,026,761円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,098,353,800円	当ファンドの期末残存口数	F	620,595,775口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	17,698円	1万口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	620,595円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	23,649,933円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																											
収益調整金額	C	758,570,720円																																																											
分配準備積立金額	D	291,933,740円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,074,154,393円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	617,641,586口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	17,391円																																																											
1万口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	617,641円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	19,591,894円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																											
収益調整金額	C	786,735,145円																																																											
分配準備積立金額	D	292,026,761円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,098,353,800円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	620,595,775口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	17,698円																																																											
1万口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	620,595円																																																											

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	第24期 自 令和 2年 4月 9日 至 令和 2年10月 8日	第25期 自 令和 2年10月 9日 至 令和 3年 4月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左



区分	第24期 自 令和 2年 4月 9日 至 令和 2年10月 8日	第25期 自 令和 2年10月 9日 至 令和 3年 4月 8日
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第24期 [ 令和 2年10月 8日現在 ]	第25期 [ 令和 3年 4月 8日現在 ]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第24期 [ 令和 2年10月 8日現在 ]	第25期 [ 令和 3年 4月 8日現在 ]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	58,317,397	18,846,655
合計	58,317,397	18,846,655

(デリバティブ取引に関する注記)  
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第24期 [ 令和 2年10月 8日現在 ]	第25期 [ 令和 3年 4月 8日現在 ]
1口当たり純資産額	1.3469円	1.3679円
(1万口当たり純資産額)	(13,469円)	(13,679円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表  
(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド	500,410,056	839,037,540	
	合計	500,410,056	839,037,540	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。  
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

#### ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド

##### 貸借対照表

（単位：円）	
[ 令和 3年 4月 8日現在 ]	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
預金	472,325,912
コール・ローン	120,718,698
国債証券	5,414,383,303
流動資産合計	6,007,427,913
資産合計	6,007,427,913
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払金	471,128,104
未払解約金	220,000
未払利息	19
流動負債合計	471,348,123
負債合計	471,348,123
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	3,301,680,783
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	2,234,399,007
元本等合計	5,536,079,790
純資産合計	5,536,079,790
負債純資産合計	6,007,427,913

##### 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。
----------------------------	--

（重要な会計上の見積りに関する注記）

[令和3年4月8日現在]

当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和3年4月8日現在]
1. 期首	令和2年10月9日
期首元本額	3,708,538,916円
期中追加設定元本額	27,840,332円
期中一部解約元本額	434,698,465円
元本の内訳	
ブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型）	2,312,671,445円
ブラデスコ ブラジル債券ファンド（成長重視型）	500,410,056円
ブラジル債券オープン（毎月決算型）	488,599,282円
合計	3,301,680,783円
2. 受益権の総数	3,301,680,783口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

#### 1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和2年10月9日 至 令和3年4月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。

区分	自 令和 2年10月 9日 至 令和 3年 4月 8日
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[ 令和 3年 4月 8日現在 ]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### (有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

種類	[ 令和 3年 4月 8日現在 ]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	183,652,914
合計	183,652,914

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

### (デリバティブ取引に関する注記)

#### 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

	[ 令和 3年 4月 8日現在 ]
1口当たり純資産額	1.6767円
(1万口当たり純資産額)	(16,767円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
ブラジル リアル	国債証券	10 (IN)BRAZIL NT 270101	18,655,000.00	19,896,100.36	
		10 (IN)BRAZIL NTN 250101	26,266,000.00	28,197,535.97	
		10 (IN)BRAZIL NTN 310101	2,000,000.00	2,107,845.60	
		10(IN) BRAZIL NTN 290101	9,060,000.00	9,589,435.59	
		10(IN)BRAZIL NTN-F230101	33,600,000.00	36,125,140.80	
		6 NOTA DO TES I/L 250515	5,800,000.00	22,965,305.32	
		6 NOTA DO TES I/L 280815	2,681,000.00	10,719,262.67	
		BRAZIL-LTN 210701	14,695,000.00	14,582,643.63	
		BRAZIL-LTN 211001	7,500,000.00	7,351,754.25	
		BRAZIL-LTN 220101	53,193,000.00	51,398,244.76	
		BRAZIL-LTN 220401	6,500,000.00	6,177,613.00	
		BRAZIL-LTN 220701	4,849,000.00	4,519,357.02	
		BRAZIL-LTN 230701	19,200,000.00	16,319,457.40	
		BRAZIL-LTN 240101	51,600,000.00	41,788,895.70	
		BRAZIL-LTN 240701	6,700,000.00	5,173,716.88	
		ブラジルリアル合計			262,299,000.00

合計		5,414,383,303 (5,414,383,303)	
----	--	----------------------------------	--

(注1)通貨の種類ごとの小計/合計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

#### 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
ブラジルレアル	国債証券 15銘柄	100.00%	100.00%

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

#### 2【ファンドの現況】

##### 【ブラデスコ ブラジル債券ファンド(分配重視型)】

##### 【純資産額計算書】

令和 3年 4月30日現在

(単位:円)

資産総額	4,076,409,674
負債総額	9,620,397
純資産総額( - )	4,066,789,277
発行済口数	10,910,921,173口
1口当たり純資産価額( / )	0.3727
(10,000口当たり)	(3,727)

##### 【ブラデスコ ブラジル債券ファンド(成長重視型)】

##### 【純資産額計算書】

令和 3年 4月30日現在

(単位:円)

資産総額	877,728,018
負債総額	1,755,769
純資産総額（ - ）	875,972,249
発行済口数	606,234,502口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.4449
（10,000口当たり）	（14,449）

（参考）

ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド

純資産額計算書

令和 3年 4月30日現在

（単位：円）

資産総額	5,780,572,344
負債総額	6,290,022
純資産総額（ - ）	5,774,282,322
発行済口数	3,255,944,260口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.7735
（10,000口当たり）	（17,735）



## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

<更新後>

##### (1) 資本金の額等

2021年4月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

###### 投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

###### ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

###### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2021年4月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	885	17,147,578
追加型公社債投資信託	16	1,456,375
単位型株式投資信託	78	349,263
単位型公社債投資信託	42	181,276
合計	1,021	19,134,493

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

## 3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

### (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

### (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
--	-----------------------	-----------------------

(資産の部)

<b>流動資産</b>				
現金及び預金	2	56,398,457	2	56,803,388
有価証券		1,960,318		2,001
前払費用		575,904		598,135
未収入金		14,559		31,359
未収委託者報酬		10,296,453		13,216,357
未収収益	2	638,994	2	662,230
金銭の信託		100,000		2,300,000
その他		254,330		269,506
流動資産合計		70,239,017		73,882,978
<b>固定資産</b>				
<b>有形固定資産</b>				
建物	1	584,048	1	548,902
器具備品	1	871,893	1	1,435,369
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,084,375		2,612,705
<b>無形固定資産</b>				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,369,611		3,569,171
ソフトウェア仮勘定		1,374,932		1,895,190
無形固定資産合計		4,760,365		5,480,184
<b>投資その他の資産</b>				
投資有価証券		16,704,756		18,616,670
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	1	819,255	1	814,684
長期差入保証金		565,358		538,497
前払年金費用		375,031		258,835
繰延税金資産		1,912,824		916,962
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		20,718,993		21,487,417
固定資産合計		27,563,734		29,580,307
資産合計		97,802,752		103,463,286

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)		第36期 (令和3年3月31日現在)	
<b>(負債の部)</b>				
<b>流動負債</b>				
預り金		687,565		533,622
<b>未払金</b>				
未払収益分配金		131,478		158,856
未払償還金		395,400		133,877
未払手数料	2	4,026,078	2	5,200,810
その他未払金	2	3,818,195	2	4,412,521
未払費用	2	4,402,578	2	4,755,909
未払消費税等		629,469		752,617
未払法人税等		617,341		873,027
賞与引当金		933,517		933,381

役員賞与引当金	124,590	160,710
その他	701,285	691,143
流動負債合計	16,467,499	18,606,476
固定負債		
長期未払金	32,400	21,600
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
役員退職慰労引当金	130,784	117,938
時効後支払損引当金	238,811	245,426
固定負債合計	1,412,398	1,530,479
負債合計	17,879,897	20,136,956
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	25,847,605	26,951,289
利益剰余金合計	33,188,194	34,291,879
株主資本合計	79,921,039	81,024,723

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,815	2,301,606
評価・換算差額等合計	1,815	2,301,606
純資産合計	79,922,854	83,326,329
負債純資産合計	97,802,752	103,463,286

## (2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第35期 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)	第36期 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,967,489	67,963,712
投資顧問料	2,385,084	2,443,980
その他営業収益	16,085	21,613
営業収益合計	70,368,658	70,429,306
営業費用		
支払手数料	2 27,106,451	2 26,689,896

広告宣伝費	696,418	668,150
公告費	1,000	250
調査費		
調査費	1,857,271	2,077,942
委託調査費	11,579,175	12,035,954
事務委託費	847,769	798,528
営業雑経費		
通信費	153,731	296,490
印刷費	427,118	378,180
協会費	52,053	51,841
諸会費	15,990	16,613
事務機器関連費	1,953,926	1,977,769
その他営業雑経費		8,391
営業費用合計	44,690,907	45,000,009
一般管理費		
給料		
役員報酬	331,987	352,879
給料・手当	6,611,427	6,461,546
賞与引当金繰入	933,517	933,381
役員賞与引当金繰入	124,590	160,710
福利厚生費	1,276,950	1,272,568
交際費	11,871	2,721
旅費交通費	165,891	22,768
租税公課	360,165	402,939
不動産賃借料	647,402	666,331
退職給付費用	422,919	481,135
役員退職慰労引当金繰入	48,183	11,763
固定資産減価償却費	1,307,555	1,358,911
諸経費	427,212	413,538
一般管理費合計	12,669,674	12,541,193
営業利益	13,008,076	12,888,103

(単位：千円)

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	90,965	170,807
受取利息	2 4,169	2 2,726
投資有価証券償還益	585,179	81,557
収益分配金等時効完成分	101,734	275,835
受取賃貸料	2 65,808	2 65,808
その他	19,987	12,504
営業外収益合計	867,845	609,239
営業外費用		
投資有価証券償還損	96,379	95,946
時効後支払損引当金繰入		16,395
事務過誤費	3,483	
賃貸関連費用	20,339	13,472
その他	1,920	2,932
営業外費用合計	122,122	128,747

経常利益		13,753,799		13,368,595
特別利益				
投資有価証券売却益		174,842		2,007,655
特別利益合計		174,842		2,007,655
特別損失				
投資有価証券売却損		75,963		51,737
投資有価証券評価損		163,865		26,317
固定資産除却損	1	8,832	1	536
固定資産売却損		435		
特別損失合計		249,096		78,591
税引前当期純利益		13,679,545		15,297,659
法人税、住民税及び事業税	2	4,146,534	2	4,755,427
法人税等調整額		79,824		19,122
法人税等合計		4,226,359		4,736,304
当期純利益		9,453,186		10,561,354

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							9,675,175	9,675,175	9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							221,989	221,989	221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,124,917	1,124,917	1,124,917
当期変動額合計	1,124,917	1,124,917	1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

当期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計							1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## (2) その他有価証券

## 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

## 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

## 3. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

## 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## (2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

## 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

## 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

## (5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

## (6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

## 6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

## (1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

## (2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## (3)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

## (未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

## (1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

## (2)適用予定日



令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、翌事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映され、繰越利益剰余金の期首残高が475,687千円増加すると見込まれます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
建物	599,542千円	643,920千円
器具備品	1,408,613千円	1,545,179千円
投資不動産	145,391千円	151,833千円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
預金	314,247千円	40,328,414千円
未収収益	15,773千円	14,138千円
未払手数料	712,210千円	772,495千円
その他未払金	3,029,426千円	3,425,136千円
未払費用	432,019千円	349,222千円

(損益計算書関係)

1.固定資産除却損の内訳

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
器具備品	8,832千円	536千円

計	8,832千円	536千円
---	---------	-------

## 2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期	第36期
	(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
支払手数料	5,234,629千円	5,128,270千円
受取利息	2千円	143千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,030,180千円	3,492,898千円

(株主資本等変動計算書関係)

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和元年6月27日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

（リース取引関係）

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
1年内	675,956千円	709,808千円
1年超		709,808千円
合計	675,956千円	1,419,616千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	-
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	-
(3) 金銭の信託	100,000	100,000	-
(4) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	-
(5) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	-
資産計	85,428,625	85,428,625	-
(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	-
負債計	4,026,078	4,026,078	-

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	56,803,388	56,803,388	-
(2) 有価証券	2,001	2,001	-
(3) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(4) 未収委託者報酬	13,216,357	13,216,357	-
(5) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-
資産計	90,907,057	90,907,057	-

(1) 未払手数料	5,200,810	5,200,810	-
負債計	5,200,810	5,200,810	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

## (1) 現金及び預金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 有価証券、(5)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

## (3) 金銭の信託

時価は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

## (1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
非上場株式	31,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	-	-	-
金銭の信託	100,000	-	-	-
未収委託者報酬	10,296,453	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,755,228	5,652,257	4,813,929	27,375

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

## （有価証券関係）

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

## 第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,874,369	10,037,087	1,162,718
	小計	8,874,369	10,037,087	1,162,718
合計		18,733,714	18,731,098	2,616

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は100,000千円）を含めておりません。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

## 第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

## 3. 売却したその他有価証券

## 第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	8,940	-	15,060
債券	-	-	-
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

## 第36期（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-

債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

#### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について163,865千円（その他有価証券のその他163,865千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

#### （退職給付関係）

##### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

##### 2. 確定給付制度

###### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,712,289 千円	3,718,736 千円
勤務費用	204,225	203,106
利息費用	17,557	19,110
数理計算上の差異の 発生額	52,430	18,826
退職給付の支払額	162,904	192,890
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,718,736	3,729,235

###### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
年金資産の期首残高	2,666,937 千円	2,460,824 千円
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の 発生額	164,633	304,281
事業主からの拠出額	51,282	-
退職給付の支払額	140,518	159,390
年金資産の期末残高	2,460,824	2,649,846

###### (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,969,807 千円	2,810,893 千円
年金資産	2,460,824	2,649,846
	508,982	161,046
非積立型制度の退職給付債務	748,929	918,342
未積立退職給付債務	1,257,911	1,079,388
未認識数理計算上の差異	203,136	161,333

未認識過去勤務費用	419,405	354,043
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
前払年金費用	375,031	258,835
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678

## (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第35期 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)	第36期 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)
勤務費用	204,225 千円	203,106 千円
利息費用	17,557	19,110
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の費用処理額	24,035	41,361
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	6,427	44,446
確定給付制度に係る退職給付費用	269,848	329,255

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

## (5)年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
債券	64.7 %	62.7 %
株式	32.3	35.4
その他	3.0	1.9
合計	100	100

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6)数理計算上の計算基礎に関する事項

## 主要な数理計算上の計算基礎

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
割引率	0.095 ~ 0.52%	0.051 ~ 0.59%
長期期待運用収益率	1.5 ~ 1.8%	1.5 ~ 1.8%

## 3. 確定拠出制度

社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度153,070千円、当事業年度151,880千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	427,046千円	418,394千円

投資有価証券評価損	226,322	188,859
未払事業税	117,461	180,263
賞与引当金	285,842	285,801
役員賞与引当金	19,703	25,472
役員退職慰労引当金	40,046	36,112
退職給付引当金	309,384	350,756
減価償却超過額	96,767	68,024
委託者報酬	213,044	209,938
長期差入保証金	40,180	48,639
時効後支払損引当金	73,124	75,149
連結納税適用による時価評価	57,656	38,873
その他	123,248	87,023
繰延税金資産 小計	2,029,829	2,013,308
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,029,829	2,013,308
繰延税金負債		
前払年金費用	114,834	79,225
連結納税適用による時価評価	1,260	1,203
その他有価証券評価差額金	801	1,015,785
その他	109	101
繰延税金負債 合計	117,005	1,096,346
繰延税金資産の純額	1,912,824	916,962

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳  
第35期(令和2年3月31日現在)及び第36期(令和3年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)及び第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)及び第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]



当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,234,629 千円	未払手数料	712,210 千円
						投資の助言  役員の兼任	投資助言料 (注3)	583,270 千円	未払費用	302,681 千円

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言  役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)		
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等  取引銀行	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,073,855 千円	未払手数料	697,109 千円		
							コーラブル預金の払戻(注2)	20,000,000 千円				
							コーラブル預金の預入(注2)	20,000,000 千円			現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金に係る受取利息(注2)	4,126 千円			未収収益	997 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,714,501 千円	未払手数料	944,351 千円		

## 第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
3. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示して

おります。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

### （1株当たり情報）

	第35期 （自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）	第36期 （自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）
1株当たり純資産額	377,741.17円	393,827.09円
1株当たり当期純利益金額	44,678.80円	49,916.36円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期 （自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）	第36期 （自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）
当期純利益金額（千円）	9,453,186	10,561,354
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	9,453,186	10,561,354
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

#### （1）受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

資本金の額：324,279百万円（2020年9月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

#### （2）販売会社

名称	資本金の額 （2020年9月末現在）	事業の内容
株式会社 三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社 青森銀行	19,562 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社 北都銀行	12,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社 東邦銀行	23,519 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社 山梨中央銀行	15,400 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
auカブコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 SBI証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

静銀ディーエム証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
とうほう証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## (3) 再委託先

名称：プラデスコ・アセットマネジメント・エスエー・ディーティーブイエム

資本金の額：364,000,000リアル(2020年12月末現在)

事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

## 3【資本関係】

## &lt;訂正前&gt;

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(2020年10月末現在)

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%(211,581株)を所有しています。

(注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

## &lt;訂正後&gt;

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(2021年4月末現在)

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%(211,581株)を所有しています。

(注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

## 独立監査人の監査報告書

令和3年5月12日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型）の令和2年10月9日から令和3年4月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型）の令和3年4月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

令和3年5月12日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラデスコ ブラジル債券ファンド（成長重視型）の令和2年10月9日から令和3年4月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラデスコ ブラジル債券ファンド（成長重視型）の令和3年4月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

[次へ](#)



# 独立監査人の監査報告書

令和3年6月28日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青	木	裕	晃	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	藤	鉄	也	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。